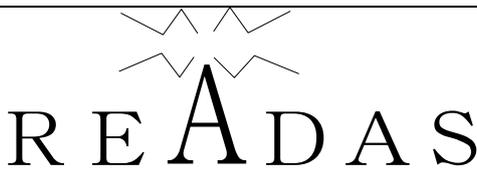


第 5856 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年12月13日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

宗教法人への土地の寄附

Q：宗教法人に土地を寄附しようと思っています。税務上はどのような取扱いになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

個人が、宗教法人に土地を寄附（贈与）した場合は、その寄附をした人がその宗教法人に土地を時価で譲渡したものとみなされ、譲渡所得税が課されることとなっています。

ただし、措置法40条の国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得税の非課税の規定に記載されている一定の要件を満たせば、譲渡所得税は非課税とされます。

なお、この場合の納税義務者は、寄附をした人となります。

一方、不動産をもらった宗教法人は、個人ではありませんので贈与税はかかりませんし、宗教法人の収益事業にも該当しませんので、受贈益として計上することはありませんから、法人税の課税対象にもなりません。

ただし、その寄附（贈与）が贈与者の親族その他これらの者と特別な関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、宗教法人を個人とみなして贈与税が課されることとなっています。

